

児童福祉法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十五号

児童福祉法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(奈良県障害者総合支援センター条例の一部改正)

第一条 奈良県障害者総合支援センター条例(昭和六十三年三月奈良県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号ア中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改め、同号イ中「第六条の二第五項」を「第六条の二の二第五項」に改め、同号ウ中「第六条の二第六項」を「第六条の二の二第六項」に改め、同条第四号中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。

(奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第二条 奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成二十四年十二月奈良県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第六条の二第八項」を「第六条の二の二第八項」に改める。

第四条中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

(奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第三条 奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成二十四年十二月奈良県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号イ中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

(奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第四条 奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成二十四年十二月奈良県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第八項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

（奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第五条 奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。